（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則の一部改正）

第十五条　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に改める。

（介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部改正）

第十六条　介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成四年労働省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第四十一号中「第五条第二十二項」を「第五条第二十六項」に改め、同条第四十二号中「知的障害児施設」を「障害児入所施設」に改め、同条第四十三号中「知的障害児通園施設」を「児童発達支援センター」に改め、同条第四十四号から第四十六号まで　削除

（介護保険法施行規則の一部改正）

第十七条　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第百十三条の二第二号イ中「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に改め、同号ロ中「同条第十一項」を「同条第十項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に、「同条第十七項」を「同条第十六項」に改め、同条第三号イ中「第五条第九項」を「第五条第八項」に改める。

第百七十条第一項中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に、「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に改め、同条第二項第一号中「第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設」を「第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設」に改め、同項第二号中「第七条第六項」を「第六条の二第三項」に改める。

（次世代育成支援対策推進法施行規則の一部改正）

第十八条　次世代育成支援対策推進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第六条の二第三項」を「第六条の三第三項」に改め、同条第二号中「第六条の二第六項」を「第六条の三第六項」に改め、同条第三号中「第六条の二第七項」を「第六条の三第七項」に改める。

（厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部改正）

第十九条　厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項各号列記以外の部分中「第五条第十四項」を「第五条第十三項」に改め、「又は児童デイサービス（同条第八項に規定する児童デイサービスをいう。以下同じ。）」及び「又は児童デイサービス」を削り、「介護保険法」の下に「（平成九年法律第百二十三号）」を加え、「又は障害児（同条第二項に規定する障害児をいう。以下この条において同じ。）」、「又は基準該当児童デイサービス事業所（指定障害福祉サービス基準第百八条第一項に規定する基準該当児童デイサービス事業所をいう。）」及び「並びに第五章第五節（第百十一条（第五十八条及び第百一条第二項から第五項までの規定を準用する部分に限る。）を除く。）」を削り、「せず、指定障害福祉サービス基準第百十一条において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第五十八条中「サービス管理責任者」とあるのは、「基準該当児童デイサービス計画を作成するために必要な研修を受けた者」とする。」を「しない。」に改め、同項第一号、第二号及び第四号中「若しくは児童デイサービス」及び「又は障害児」を削り、同項第五号中「又は児童デイサービス」、「又は障害児」及び「、知的障害児施設（児童福祉法第四十二条に規定する知的障害児施設をいう。以下この条において同じ。）」を削る。

（独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）

第二十条　独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第四号中「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に改め、同条第五号の二中「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に改め、同条第七号中「第五条第二十二項」を「第五条第二十六項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十七項」に改め、同条第十号イを次のように改める。

イ　児童福祉法第四十二条第一号に規定する福祉型障害児入所施設であって主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童を入所させるもの又は主として肢体不自由児を入所させるもの

附則第五条第十号中ロを削り、ハをロとし、ニをハとする。

（障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令の一部改正）

第二十一条　障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第二十四条第三項」の下に「、第五十一条の六第二項及び第五十一条の九第三項」を加える。

（介護給付費等の請求に関する省令の一部改正）

第二十二条　介護給付費等の請求に関する省令（平成十八年厚生労働省令第百七十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「サービス利用計画作成費及び」を削り、「特別障害者特別給付費」の下に「、地域相談支援給付費及び計画相談支援給付費」を加え、同条第二項中「第二十九条第八項」を「第二十九条第七項」に、「及び法第三十二条第六項」を「、法第五十一条の十四第七項及び法第五十一条の十七第六項」に改め、同条第三項中「第三十二条第一項」を「第五十一条の二十二第一項」に改める。

第三条を削り、第四条を第三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（地域相談支援給付費及び計画相談支援給付費の請求）

第四条　指定相談支援事業者は、地域相談支援給付費又は計画相談支援給付費を請求しようとするときは、指定地域相談支援（法第五十一条の十四第一項に規定する指定地域相談支援をいう。）又は指定計画相談支援（法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。）の事業を行う事業所ごとに、厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織を使用して厚生労働大臣が定める方式に従って入出力装置から入力して審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録して行うものとする。

附則第二条第一項中「第四条」を「第三条」に、「第四項」を「第五項」に改め、同条第三項中「第三条」を「第四条」に、「サービス利用計画作成費請求書」を「介護給付費・訓練等給付費等請求書に地域相談支援給付費明細書を添えて、これを市町村に提出することにより、又は計画相談支援給付費請求書」に、「サービス利用計画作成費を」を「地域相談支援給付費又は計画相談支援給付費を」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「介護給付費・訓練等給付費等明細書」の下に「又は第三項の地域相談支援給付費明細書」を、「第二項」の下に「又は第四項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「サービス利用計画作成費請求書又は」を「計画相談支援給付費請求書」に改め、「介護給付費・訓練等給付費等明細書」の下に「又は地域相談支援給付費明細書」を加え、「サービス利用計画作成費又は」を削り、「特定障害者特別給付費」の下に「、地域相談支援給付費又は計画相談支援給付費」を加え、同項を同条第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　前項の場合において、地域相談支援給付費明細書には、提供した指定地域相談支援の内容の詳細を明らかにすることができる資料を添付しなければならない。

附則第三条第三項中「サービス利用計画作成費請求書」を「計画相談支援給付費請求書」に改め、同条に次の一項を加える。

4　前条第三項の地域相談支援給付費明細書の様式は、様式第五のとおりとする。